

第4章

計画の推進

- 1 子どもの権利の尊重・声を聴く機会の確保
- 2 子育ての学び・家事・子育てへの参画
- 3 人材確保・育成支援
- 4 進行管理

1 子どもの権利の尊重・声を聴く機会の確保

(1) 子どもの権利の尊重

○こども基本法では、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」とされています。

○子どもの基本的人権に関し、「児童の権利に関する条約」において、4つの基本的な考え方が示されています。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

差別の禁止（差別のないこと）

○東京都こども基本条例も「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先にするという基本理念掲げています。

○板橋区においても、これらの考え方に則り、子どもの権利を尊重しながら、最善の利益を念頭に、子ども政策を展開していきます。

(2) 声を聴く機会の確保

① 区政への参加

○こども基本法では、年齢や発達の程度に応じた、子どもの意見表明機会の確保と子どもの最善の利益の優先考慮、さらに、こども施策の策定等に当たってこどもの意見反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付け、国は、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を作成し、地方自治体に対して技術的助言を行っています。

○板橋区では、こども基本法が施行される以前から、東京都板橋区区民参加推進規程に基づき、子ども政策にかかる計画等の策定にあたって、適宜、アンケート調査やヒアリングなどを実施してきました。これらに加え、令和6（2024）年度には、「いたばし子どもワークショップ」を試行開催し、その結果を踏まえ、令和7（2025）年度から本格的に実施を始めています。

○「いたばし子どもワークショップ」以外にも、施策や事務事業など目的に応じて、子ども・若者の声を聴く様々な手法の調査・研究を絶えず行い、機会の充実を図りながら、可能な限り区政への反映に努めていきます。

② 子どもの権利擁護

○令和4（2022）年改正児童福祉法では、子どもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等における意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、子どもの権利擁護にかかる環境整備が都道府県（児童相談所設置市）の事務として明記されました。

○このことを踏まえ、板橋区では、令和7（2025）年3月に策定した「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029」に基づき、子どもの権利擁護にかかる取組の充実を図っています。

○引き続き、「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029」を着実に推進し、令和12（2030）年度以降の取組については、同プランを令和11（2029）年度に改定し、継続して取り組んでいきます。

【いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029 における主な取組】

- ☐ 「子どもの権利ノート」等の配付
- ☐ 児童養護施設及び一時保護施設での「第三者委員」「意見箱」等の設置
- ☐ 一時保護施設での「子ども会議」の推進
- ☐ 子どもや関係機関に向けた権利擁護に関する説明等の実施
- ☐ 意見表明等支援事業の推進
- ☐ 子どもへの意見聴取等措置
- ☐ 被措置児童等虐待対応
- ☐ 被措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備
- ☐ 社会的養護施策検討の際の当事者等参画

※詳細は「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029」P.80～84

2 子育ての学び・家事・子育てへの参画

○核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。また、少子化が進行する中で、子ども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もあります。子育て当事者が、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要です。

○子育て相談や育児不安解消のための講座や仕事と育児の両立支援策及び育児負担軽減のための支援制度の充実を図ります。具体的には、妊娠期から産後におけるウェルカムベビー講座、乳幼児期の子育て応援教室、家事・育児支援事業の利用促進、小中学校の就学期における家庭教育支援などに取り組めます。

○国は「イクメンプロジェクト」を「共育（トモイク）プロジェクト」にリニューアルし、家事関連時間の男女差の解消等をめざしていることや、区においても令和7（2025）年度を「父親支援元年」と位置付けていることを踏まえ、仕事と育児の両立支援策だけでなく、育児不安解消のための講座やメンタルヘルス向上のための相談受付など、育児支援施策の充実を図ります。男性の家事・育児の支援にあたっては、実践的スキルの習得に向けたセミナーや家庭内での協働を促す啓発イベントなど、多角的なアプローチで取り組みます。

3 人材確保・育成支援

○幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援を適切に実施していくためには、たくさんの人材が必要ですが、少子化が進行することによって、こうした担い手を確保することも困難な時代を迎えています。

○令和6（2024）年12月、国は「保育政策の新たな方向性」の一つとして、保育人材とテクノロジーの活用等による業務改善を強力に進めるとし、主な施策として、保育士・幼稚園教諭等の処遇、保育人材の確保のための総合的な対策、保育の現場・職業の魅力発信、保育DXの推進による業務改善に取り組むとしています。

○また、児童相談所機能を担う人材確保・育成に向けては、「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」に基づき、児童虐待相談対応件数などに応じて必要な人員を適切に確保しつつ、職員の研修・人事交流、法的対応体制の強化など様々な手法を用いて、専門性の向上に取り組んでいます。

○さらに、ヤングケアラーの支援に向けては、まずは周りの大人が気づくことが重要であり、学校、あいキッズ、民生・児童委員のほか、介護事業者など関係機関に向けた研修及び普及啓発を継続的・定期的に実施し、必要に応じて相談から見守り・個別支援につなげていく仕組みづくりに取り組んでいます。

○引き続き、こうした取組を強化しつつ、国や東京都の制度を有効活用しながら、地域における身近な大人や若者、ボランティア、ピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成し、専門性を高めるとともに、関係機関における連携強化を図っていきます。

○併せて、「こども性暴力防止法」に基づき、令和8（2026）年度から施行される日本版DBS（子どもと接する仕事に就く人々の性犯罪歴を確認する制度）について、国の動向を注意し、運用開始に向けた検討を進めていきます。

※DBS（Disclosure and Barring Service）：日本語で「犯罪証明管理および発行システム」など訳される。

4 進行管理

- 区長を本部長とする「板橋区子ども・子育て支援本部」において、毎年、成果や進捗状況を報告し、課題と今後の方向性を整理したうえで、改善につなげていくPDCAサイクルを有効に機能させます。
- 時代と共に変化する区民ニーズの変化や法改正などの変化によって、計画内容に大きな変動が生じる場合は、迅速かつ柔軟に対応し、必要に応じて見直し等の適切な対応を図ります。
- 板橋区子ども・子育て会議条例に基づき、区の附属機関として設置している「板橋区子ども・子育て会議」（区民公募委員、関連団体・関係機関の代表者及び学識経験者などで構成）において、計画の進捗状況を報告し、意見等を伺って、施策や事務事業の改善につなげていきます。
- 計画の進捗状況は、毎年、区のホームページにおいて公表します。また、「板橋区子ども・子育て会議」についても、開催時間や周知方法などを工夫し、区民公募委員への応募や傍聴参加の増加を図るなど、情報公開と区民参加を推進していきます。

参考資料

- 1 策定経過
- 2 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱
- 3 板橋区子ども・子育て会議条例
- 4 板橋区子ども・子育て会議委員名簿
- 5 いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029 の
概要

1 策定経過

(1) 板橋区子ども・子育て支援本部【令和7(2025)年度】

回数	開催日	内容
第1回	令和7(2025)年4月22日	○次期「いたばし子ども未来応援宣言」の策定方針について
第2回	令和7(2025)年9月9日	○（仮称）いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030 骨子案について
第3回	令和7(2025)年11月4日	○（仮称）いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030（素案）について
第4回	令和8(2026)年1月（予定）	○調整中

(2) 板橋区子ども・子育て会議【令和7(2025)年度】

回数	開催日	内容
第1回	令和7(2025)年5月8日	○次期「いたばし子ども未来応援宣言」の策定方針について
第2回	令和7(2025)年9月11日	○（仮称）いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030 骨子案について
第3回	令和7(2025)年11月10日	○（仮称）いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030（素案）について（予定）
第4回	令和8(2026)年1月（予定）	○調整中

2 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

(平成25年5月14日区長決定)

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「こどもの貧困解消法」という。）及びこども基本法（令和4年法律第77号）に基づき、板橋区において子ども政策にかかる計画を定め、推進するため、板橋区子ども・子育て支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 本部長は、支援本部を総理する。
- 4 副本部長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表に掲げるところによる。
- 7 前項の規定にかかわらず、本部長は、特定の本部員により支援本部会議を開催することができる。

(所掌事項)

第3条 支援本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法、子ども・子育て支援法、こどもの貧困解消法及びこども基本法に基づく、子ども政策の推進にかかる計画の策定、進行管理、評価及び改善に関すること。
 - (2) 前号において策定する計画と一体的に、又は連携して推進すべき子ども政策にかかる計画の策定、進行管理、評価及び改善に関すること。
 - (3) その他、子ども政策にかかる重要な事項として本部長が認めること。
- 2 次に掲げる場合については、板橋区子ども・子育て会議条例（平成25年板橋区条例第33号）に基づき設置する板橋区子ども・子育て会議の意見を聴き、又は助言を得るものとする。
- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号の定めに基づく事務を処理するとき。
 - (2) 第3条第1号に定める事務を処理するとき。
 - (3) その他、本部長が適当と認めたとき。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を支援本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(子ども政策にかかる計画の推進)

第5条 子ども政策にかかる計画の実施については、東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号）で定める部及び教育委員会事務局が行うこととする。

(連絡調整会議)

第6条 支援本部の円滑な運営を図るため、支援本部に連絡調整会議を設置する。

2 連絡調整会議の座長は、子ども家庭部長をもって充てる。

3 連絡調整会議の副座長は、子ども家庭総合支援センター所長をもって充てる。

4 その他、連絡調整会議の構成員は、別に支援本部において決定する。

5 連絡調整会議の開催に際し、必要なときは構成員以外の関係職員を連絡調整会議に出席させ、意見を聞くことができる。

6 連絡調整会議には、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 支援本部及び連絡調整会議の事務局は、子ども家庭部子ども政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

(以下、省略)

(別表) 板橋区子ども・子育て支援本部本部員(第2条関係)

教育長
技監
政策経営部長
総務部長
危機管理部長
区民文化部長
産業経済部長
健康生きがい部長
保健所長
福祉部長
子ども家庭部長
子ども家庭総合支援センター所長
資源環境部長
都市整備部長
まちづくり推進室長
土木部長
教育委員会事務局次長
地域教育力担当部長

3 板橋区子ども・子育て会議条例

平成25年10月18日東京都板橋区条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、区長の付属機関として板橋区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他区長が適当と認めた事項に関して検討を行い、その結果に基づいて、区長に意見及び提言を行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、区民、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。

(会議)

第7条 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、子育て会議において必要があると認めたときは、関係人の出席を求めて意見や事情等の聴取を行い、又は関係人から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月15日東京都板橋区条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4 板橋区子ども・子育て会議委員名簿

○令和7（2025）年11月～

順不同・敬称略

	氏 名	所属団体等	役職
1	野澤 祥子	学識経験者（東京大学大学院教育学部・教育学研究科准教授）	会 長
2	吉田 正幸	学識経験者（（株）保育システム研究所代表）	副会長
3	清水 園子	板橋区医師会	委 員
4	高田 修一	板橋産業連合会	//
5	三枝 節夫	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会	//
6	白鳥 円啓	板橋区青少年委員会	//
7	田邊 和子	板橋区民生・児童委員協議会	//
8	山田 貴之	板橋区立中学校PTA連合会	//
9	小室 仁一	板橋区立中学校校長会	//
10	大塚 かな	板橋区立小学校PTA連合会	//
11	芦谷 佳容	板橋区立小学校校長会	//
12	舘岡 由美	板橋区私立幼稚園PTA連合会	//
13	島田 麻美	板橋区私立幼稚園協会	//
14	下竹 敬史	板橋区私立保育園園長会	//
15	内山 亜希	障がい者団体	//
16	和田 英里	区民委員	//
17	齋木 朋美	区民委員	//
18	島田 莉沙	区民委員	//

○令和7（2025）年10月まで

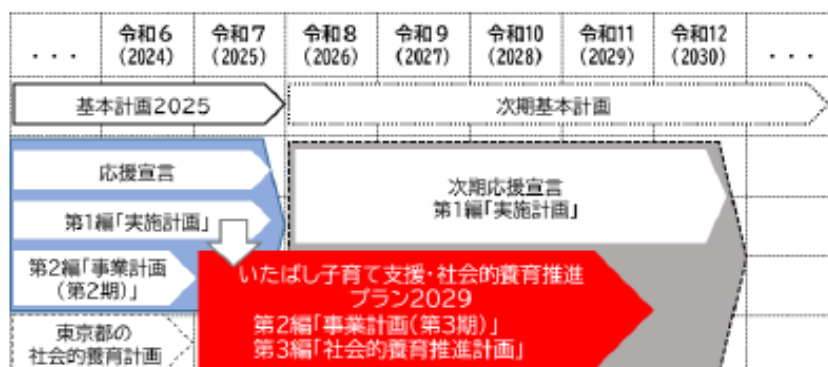
	氏 名	所属団体等	役職
1	吉野 正俊	板橋区医師会	委員
2	遠藤 栄子	板橋区民生・児童委員協議会	//
3	安彦 直幸	板橋区立中学校PTA連合会	//
4	前田 康夫	板橋区立中学校校長会	//
5	伊藤 千代美	板橋区立小学校PTA連合会	//
6	木村 道人	板橋区立小学校校長会	//
7	古村 友紀	板橋区私立幼稚園PTA連合会	//
8	北 菜々子	区民委員	//
9	梅村 昌宏	区民委員	//
10	宮崎 要	区民委員	//

5 いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029 概要

第1章 総論

策定の趣旨・位置づけ・計画期間

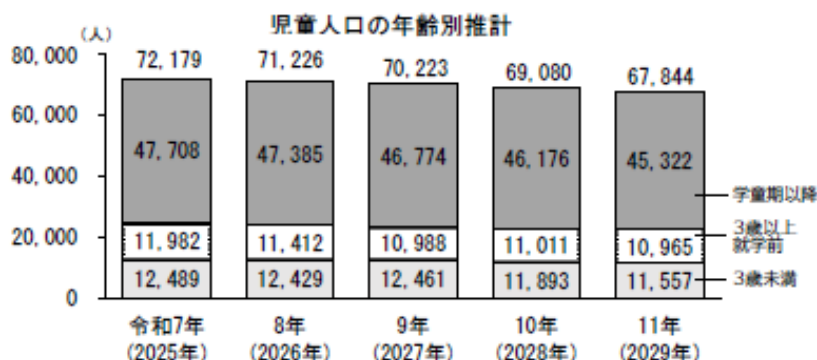
- 子ども・子育て支援法（以下、支援法）に基づく子ども・子育て支援事業計画（以下、事業計画）の第2期計画期間が令和6（2024）年度で終了し、令和7（2025）年度からの第3期事業計画を策定するにあたり、児童相談所を設置する自治体に策定が求められる「社会的養育推進計画」と整合・連携を図り、令和11（2029）年度を見据えて推進
- 社会的養育の推進において、家庭養育優先原則に基づく、子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組は、事業計画における地域子ども・子育て支援事業（法定事業）等と関連性が深いため、内容の整合を図り、両計画の計画期間を合わせて推進



※応援宣言は令和7（2025）年度までの計画であるため、令和8年度以降の事業内容については、令和7（2025）年度に策定する次期応援宣言に基づき、必要に応じて見直し

児童人口の動態と推計

- 住民基本台帳によると、令和2（2020）年度以降の区の年少人口（0～14歳）は減少傾向、総人口に占める割合も低下傾向にあり、令和6（2024）年4月には10.1%
- 出生数は令和2（2020）年以降4,000人を下回り、令和5（2023）年の出生数3,412人は平成28（2016）年対比で約29%減少
- 30～49歳人口は、実数及び総人口に占める割合、5年前人口（25～44歳人口）との比較、いずれも減少傾向にあり、転出超過の傾向が継続
- 板橋区人口ビジョンの推計人口を起点に、コロナ禍の影響を考慮し、過去10年間の平均変化率から児童人口を推計すると、5年間で4,335人減少



第2章「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」編

事業計画（第2期）の検証

- 令和4（2022）年に保育所の待機児童ゼロを達成した一方で、就学前人口が減少傾向にあり、保育定員に対する欠員が増加傾向、今後の保育施設の新規開設については、急激な保育需要増を招く大規模集合住宅の建築等を除き、慎重に検討
- 医療的ケア児の受け入れについて、令和5（2023）年度に小学校3校において看護師を配置したほか、令和6（2024）年度からは、区立保育園での受け入れをこれまでの2園から5園へ拡大するなど、体制を拡充
- すべての妊婦に保健師・助産師が面接を行い、子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施。「オンライン面接」や「出産・子育て応援事業」を開始し、高い面接率を維持 など

基本理念・基本目標

○応援宣言の基本理念を踏まえつつ、国から選定を受けたSDGs未来都市として2030年の目標に掲げた「子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市」をめざし、次期応援宣言を見据えた基本目標を設定

◎応援宣言・基本理念

「いたばしで未来のおとなが育っています
～みんなの力で人づくり・まちづくり～」

◎SDGs未来都市としてめざす2030年の目標

「子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市」

◎次期応援宣言を見据えた施策の方向性

「いたばしで子どもを産み、育て、育ちたいと誇りに思うまち」
「誰一人取り残さず、あたたかい人と地域全体で子どもをはぐくむまち」
「緑と文化の豊かな環境で子どもが健やかに成長するまち」

◎事業計画の基本目標

「待機児童のいない環境を継続し、保育需要へ柔軟に対応します」
「幼児教育・保育の質を高め、安心・安全なサービスを提供します」
「児童福祉と母子保健が一体的に切れ目なく子育てを支援します」

幼児期の教育・保育施設

- 幼児期における教育・保育施設の利用状況、及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5（2023）年実施）等によって把握した利用希望（需要数）を踏まえ、就学前児童数の推移や地域の実情等を考慮し、法定の認定区分ごとに目標事業量（供給量）を設定
- すべての認定区分・地域において、需要に応えられる見込みである一方、欠員への対応が必要

		6年度 実績	7年度 見込み	11年度 見込み	※目標事業量（供給量）を見込むにあたり、以下を想定
1号（幼稚園、認定こども園）	需要数	3,752	3,432	3,139	○新規開設 （R6年10月～ R7年4月予定） 3園・定員129名
※3歳以上	供給量	5,409	5,104	4,659	
2号（保育園、認定こども園）	需要数	6,888	6,985	6,320	○民営化予定 3園・定員18名増
※3歳以上	供給量	7,478	7,571	7,661	
3号（保育園、認定こども園、地域型保育事業）	需要数	770	757	631	○認定こども園 幼保連携型1園増
※0歳	供給量	1,209	1,225	1,230	
3号（保育園、認定こども園、地域型保育事業）	需要数	2,135	2,178	2,018	
※1歳	供給量	2,341	2,354	2,370	
3号（保育園、認定こども園、地域型保育事業）	需要数	2,378	2,408	2,315	
※2歳	供給量	2,675	2,640	2,656	

基本理念・基本目標

基本理念① 国の家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえ、SDGs未都市として計画を推進するにあたり、区民や関係者が共有すべき基本的な考え方

◎核種の宝である子どもたちの「最善の利益」と「あたりまえの生活（適切な育育環境）」を保障するため、誰一人取り残さないという理念のもと、子どもたちの意見に耳を傾け、権利を守り、社会全体で子どもを取り囲みます。



○保育施設の欠員に対する柔軟な対応、及び認可外保育施設を含む利用者支援
○すべての子どもたちの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、形での支援を強化
○医療的ケア児や障がい児、外国籍の幼児など、特別な配慮が必要な子どもへの支援を強化
○こども家庭センター機能の強化と地域子育て相談体制の連携、充実

背景·趣旨

推進	児童養護施設等の機能強化	○高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえ、小規模かつ地域分散化の推進
推進	社会的養護自立支援の推進	○ケアーズが高い子どもに対する専門的なケアの充実 など ○社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備 ○児童自立生活援助事業の実施の検討 など
推進	児童相談所における人材確保・質向上に向けた取組	○総合支援センターの強化に向けた人材確保 ○総合支援センターにおける人材確保・質向上に向けた取組

※特に記載のない場合、令和6（2024）年3月時点

【参考】子どもワークショップの試行開催
日時：令和6（2024）年8月28日（水）9時～12時30分、会場：区役所本庁舎防災センター
対象：区民、小・中学生、高校生、保護者、関係者、ボランティア、市民活動団体、NPO等
定員：約50名（要申込）
申込：8月23日（金）15時～8月27日（火）15時、申込先：区民生活課（電話：045-661-2111）
費用：無料（食料・飲み物は各自持ち寄り）
その他：当日は雨天決行、雨天の場合は雨天決行とさせていただきます。雨天の場合は当日の開催が困難な場合は、開催を中止させていただきます。雨天の場合は、当日の開催が困難な場合は、開催を中止させていただきます。

「がほしい など
わってほしいところ」

＜区民参加・付属機関の主な経過＞

令和5（2023）年度	子育て支援ニーズ調査
10月	子ども子育て支援センター調査
令和6（2024）年度	子育て支援センター調査
8～10月	社会的養育アンケート調査
9～10月	社会的養育ヒアリング調査
11月	パブリックコメント募集
1月	児童福祉審議会答申 子ども子育て会議